

## 改定に係る市民意識調査業務委託実施要領

---

### 1. 業務概要

---

(1) 委託業務名

第4次東大阪市男女共同参画推進計画改定に係る市民意識調査業務

(2) 委託業務目的

「第4次東大阪市男女共同参画推進計画」は本市の男女共同参画施策の指針を示すものである。令和3年度を初年度として計画の期間を10年、目標年度を令和12年度(2030年度)と設定しており、社会情勢に対応した適切な施策を推進していくために施行から5年以内に計画の見直し(=改定)を行うものとしている。このたび、計画改定にかかる基礎資料として市民意識調査を実施するもの。

(3) 委託業務内容

男女共同参画に関する市民意識調査(標本数:3,000件)

※詳細については、別紙「第4次東大阪市男女共同参画推進計画改定に係る市民意識調査業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

(5) 見積上限額

金2,900,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限額とする。

※契約上限金額を超えた見積もりをした場合は失格とする。

### 2. 選定方法

---

プロポーザル方式(企画提案書の内容により審査)にて選定

### 3. 参加資格

---

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 本市の令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿に登録があり、提案書類提出時点において市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続き開始の申立がなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立がなされている者に該当しないこと。
- (4) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと。

- (5) 過去に本業務と同種または類似する計画策定支援業務を地方公共団体から受託し、かつ、その業務を履行し、成果品を納品した実績を有すること。

#### 4. 選定スケジュール

---

令和6年5月 2日(木)	市ウェブサイトにて募集開始
令和6年5月15日(水)	参加申込書・質問書提出期限
令和6年5月20日(月)	質問書への回答
令和6年5月28日(火)	提案書類提出期限
令和6年6月 4日(火)	結果通知

#### 5. プロポーザルへの参加申込について

---

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和6年5月15日(水)までに参加申込書(様式1)を下記へ直接持参または郵送。

※持参の場合は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前9時00分から午後5時30分までとする。

※郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。郵送事故については、提出者のリスク負担とする。

<提出先>

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市人権文化部 多文化共生・男女共同参画課(本庁舎16階)

#### 6. 質問について

---

(1) 提出期限

令和6年5月15日(水)午後5時30分まで

(2) 提出方法及び提出先

電子メールにて下記へ送付すること。

※質問書の様式は任意。

※事業者名、担当者名、連絡先を明記すること。

<質問書送付先>

東大阪市人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

E-mail : danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp

(3) 質問への回答

令和6年5月20日(月)までに参加申込のあったすべての者に対して質問内容及び回答を電子メールで送付する。

#### 7. 提案書類の提出について

---

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 28 日（火）

(2) 提出方法及び提出先

下記へ直接持参または郵送。

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。

※郵送の場合は提出期限までに必着のこと。郵送事故については、提出者のリスク負担とする。

<提出先>

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市人権文化部 多文化共生・男女共同参画課（本庁舎 16 階）

(3) 提出書類※①の会社概要以外は、全て A4 版規格とする。

① 会社概要（様式任意）

※組織体制を具体的に記入すること。（組織図等）

※社員数（契約社員数等も別途記載すること）は、業務部門ごとに記入すること。

② 業務委託契約実績書（様式任意）

本委託業務に関する業務実績の詳細と業務に関する企業ノウハウを記入すること。

③ 業務実施体制調書（様式任意）

※本業務に従事する人員について、体制図を記入すること。

必須記入事項：氏名、役職、従事主業務名、実務経験年数、資格、本委託業務に関連する実績

※他企業（団体）へ再委託・協力依頼する場合は、仕様書におけるどの業務についてどの程度を考えているか具体的に記入すること。

④ 企画提案書（様式任意）

※調査の実施において、仕様書に記載している事項について専門的な知見などを活かしてどのように支援をするかを具体的に記載すること。社会情勢の変化に応じたニーズを汲み取るための提案を記載すること。調査票レイアウト案を記載すること。また、回収率を向上させる方法や、別紙「市民意識調査の調査票の設計について」内の留意事項を踏まえた提案を記載すること。

⑤ 見積書（様式任意）

※人件費・諸経費等の積算が判別できるように、明細をできるだけ詳細に記載すること。また消費税及び地方消費税を含む額を計上すること。

⑥ 評価にかかる質問項目（様式 2）

(4) 提出部数

各 6 部（正本 1 部 副本 5 部）

正本の表紙に様式 3 を添付すること。副本 5 部は提案事業者名・代表者の役職及び氏名・押印の記載がないもの。

## 8. 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 6 年 5 月 28 日（火）までに参加辞退届（様式 4）を直接持参または郵送。

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。

※郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。郵送事故については、提出者のリスク負担とする。

<提出先>

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市人権文化部 多文化共生・男女共同参画課（本庁舎 16 階）

## 9. 選定方法及び評価基準

選考委員が提案書類について以下の項目を評価・審議し、評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者に決定する。参加者が 1 者であっても評価を実施し、選考委員が審議した結果、基準を満たしていると判断した場合は受託候補者に決定する。

なお、本プロポーザルで選定した受託候補者との契約交渉が不調となった場合は、非選定となった参加者のうち、順位が上位の者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

評価項目	評価基準	評価点
① 企業組織体制・配置人員	企業として委託業務遂行における、十分な人的、能力資源を備えているか。委託業務を遂行するにあたり、十分な人員体制で臨む姿勢があるか。	5
② 業務実績及びノウハウ	市民意識調査・計画策定両業務の他市等における実績及び遂行ノウハウがあるか。	10
③ 男女共同参画に関する理解度	男女共同参画に関する正しい知識・理解があるか。企業においても男女共同参画推進に取り組む姿勢をもっているか。	10
④ 市民意識調査票の設計内容	調査の設計内容が、わかりやすくコンパクトな設問及び選択肢となっているか。また、新規設問につき男女共同参画の課題を多角的な視点からの的確に取り入れたものになっているか。WEB 調査は操作性・アクセシビリティに配慮し、使いやすいものになっているか。	10
⑤ 見積書（見積金額）	見積金額が見積り上限額以内であるか。積算が適正な単価及び人員で算定されており、提案内容と整合性があるか。	5
⑥ 提案企画書の的確性・創意工夫	提案企画書を総合的に判断し、本市の現状や課題を的確に理解しているか。周知啓発につながるような創意工夫がみられるか。本業務に対する熱意が感じられる内容であるか。	10

## 10. 選定結果

選定結果については、令和 6 年 6 月 4 日（火）に提案のあったすべての参加者に通知書を発送する。

### **1 1. 失格事項**

---

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 契約上限金額を超える見積りをした場合。
- (2) 定められた期限までに参加申込書及び提案書類の提出がなかった場合。
- (3) 提案書類に虚偽又は不正があった場合。
- (4) 提案書類に欠損がある場合。
- (5) 書類提出から受託候補者決定までの間に、参加資格を欠くこととなった場合。

### **1 2. その他**

---

- (1) 本プロポーザル参加にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本市からの指示がない限り、提出後の提案書類の差し替えは認めない。
- (3) 提出された提案書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに関する情報は、東大阪市情報公開条例（平成 11 年東大阪市条例第 1 号）に基づき公開することがある。
- (5) 契約保証金については、本市財務規則第 117 条第 3 号の規定により免除する。
- (6) 著作権及び個人情報の保護等
  - ① 著作権  
本業務により生じた全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他の権利は東大阪市に帰属するものとする。
  - ② 個人情報の保護  
本業務の処理にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。

### **1 3. 本件に関する問合せ**

---

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市人権文化部 多文化共生・男女共同参画課（本庁舎 16 階）

TEL 06-4309-3300

FAX 06-4309-3823

E-mail danjokyodo@city.higashiosaka.lg.jp